

# 《運転代行利用のお客様へご提示が必要です！》

国土交通省から通達のありました「損害賠償措置の概要説明」の実施にあたっては、この用紙を必要部数コピーしてご利用ください。  
(登録車両ごとに必要です)

※次ページの「記入例」をご参照のうえ必要事項を記入し、作成後は、各随伴車両に常備し、お客様へ提示しご説明ください。

※当共済との契約を解約された場合、または契約失効・解除となった場合には、この用紙はご使用になれませんのでご注意ください。

ご質問やご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

ジェイ・ディ共済協同組合

キリトリ線

## 当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

(社名・屋号) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

公安委員会 認定番号 第 \_\_\_\_\_ 号

運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。

なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合には全て、当該損害賠償措置を講じております。

ご不明の点は当社従業員にお尋ねください。

契約共済組合名	ジェイ・ディ共済協同組合		
共済契約期間	年 月 日16時から	年 月 日16時まで	
契約の内容	対人賠償 対物賠償 お客様の自動車	無制限 1億円限度(1事故につき) 万円限度(1事故につき)	
お客様のお車に随伴する随伴用自動車	登録番号等	補償開始日	
		年 月 日	

[記入例]

## 当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容

(社名・屋号) ① JD運転代行

(代表者名) ② 富山 太郎

③ 富山県 公安委員会 認定番号 第 ④ 12345 号

運転代行業務の実施中に当社の従業員がお客様のお車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。

なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合については全て、当該損害賠償措置を講じております。

ご不明の点は当社従業員にお尋ねください。

契約共済組合名	ジェイ・ディ共済協同組合		
共済契約期間 ⑤	2013 年 12 月 31 日16時から 2014 年 12 月 31 日16時まで		
契約の内容	対人賠償 無制限 対物賠償 1億円限度(1事故につき) お客様の自動車 ⑥ 2,000万円限度(1事故につき)		
お客様のお車に随伴する随伴用自動車	⑦ 登録番号等		⑧ 補償開始日
	富山 300 さ 5678	2013 年 12 月 31 日	

以下の①～⑧の項目について、記入(または入力)を行ってください。

① 社名または屋号

② 代表者名

③ 認定を取得した公安委員会

④ 認定番号

⑤ 共済契約期間(契約開始年月日と契約満了年月日)

⑥ 車両共済の損害賠償限度額

※Aセットの場合は500万円、Bセットの場合は2,000万円、セルフセットの場合は1,000万円です。

⑦ 随伴車両の登録番号等

⑧ 上記⑦で記入した随伴車両の補償開始年月日